ご相談・お問い合わせ

☎ 0551-46-1005

受付時間　月曜日～金曜日
　　８時３０分～１７時３０分
※　土日祝日・年末年始は除きます。



社会福祉法人 北杜市社会福祉協議会
〒408-0011　北杜市高根町箕輪新町５０番地

誰もが住み慣れた地域で
安心して生活できるよう
権利擁護センターが支援します。

北杜市社会福祉協議会

権利擁護センター

★総合相談★

★生活困窮者自立支援事業（家計相談）

★貸付事業

★権利擁護・成年後見制度の相談★

★日常生活自立支援事業

★市民後見人活動支援・法人後見事業



社会福祉法人 北杜市社会福祉協議会

◆◆◆　権利擁護センターの相談・支援内容　◆◆◆

◆◆　総合相談　◆◆

福祉・生活に関するさまざまな相談に応じ、専門相談機関などと連携して、総合的に支援します。

◆◆　権利擁護・成年後見制度の相談　◆◆

判断能力が不十分な高齢者や障がい者などのさまざまな権利を保護し、財産を本人に代わって適切に管理するなど、その人が持っている権利を擁護します。

権利擁護の普及・啓発をすすめ、権利擁護・虐待などの権利侵害や成年後見制度の利用に関する相談支援を行います。

また、権利擁護に関するネットワークの構築及び活動を推進します。

★生活困窮者自立支援事業（家計相談）★

「生活保護に至るおそれがある人で、自立が見込まれる人」を対象に、家計の立て直しを助言し、支援するものです。

支援を受ける人が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成や相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じた貸付のあっせんなどを行い、早期の生活再生をサポートします。





★日常生活自立支援事業★

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない人々が、地域で安心して生活できるようにサポートします。

（主なサービスの内容）

★福祉サービスの利用に関する支援

★お金の出し入れに関する支援

★保管を希望される通帳や印鑑、証書などの書類預かり

★貸付事業★

低所得者世帯を対象に、資金の貸付と必要な相談支援を行い、世帯の生活の安定と経済的自立を支援します。

★北杜市社会福祉金庫貸付

北杜市内に在住する生活困窮世帯に、生活意欲の助長と経済的自立の更生をはかることを目的として、一時的に生活に要する資金を貸し付けるものです。

★生活福祉資金貸付

低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯など世帯単位に、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金など、世帯の状況と必要に合わせた資金を貸し付けるものです。

★市民後見人活動支援・法人後見事業★

後見制度を必要とする人が増加する中、専門職後見人だけではなく「市民後見人」の活動が望まれています。北杜市における市民後見人の養成研修や、活動支援を行います。

また、社会福祉協議会が法人として支援する法人後見事業への早期の取り組みを目指します。